

議案第 60 号

渋川市交流促進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市交流促進センター条例の一部を改正する条例

渋川市交流促進センター条例（平成 18 年渋川市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

1 宿泊利用料金（消費税含む。）

利用料金区分 利用者区分	宿泊（1泊2食付）			素泊り
	Aコース	Bコース	Cコース	
大人（中学生以上）	7,700円	8,800円	9,900円	5,500円
小学校児童	5,500円	6,050円	6,600円	4,400円
幼児（3歳以上）	4,400円	4,950円	5,500円	3,300円

（備考）

- 3歳未満の幼児であっても、食事付きの場合は、幼児（3歳以上）の利用料金とする。
- 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を含む休日の前日の利用は、一律 1,100 円を加算する。
- この表に定める利用料金には、渋川市税条例（平成 18 年渋川市条例第 56 号）の規定により課される入湯税は含まない。
- 日帰り夕食付きは、宿泊利用料金の 80% の額とする。

2 特別料金（消費税含む。）

区分	年末年始	ゴールデンウィーク及び盆
大人（中学生以上）	13,200円	12,100円

小学校児童	9,900円	8,800円
幼児（3歳以上）	8,800円	7,700円

（備考）

- 1 年末年始とは、12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。
- 2 ゴールデンウィークとは、5月3日から5月5日までの期間をいう。
- 3 盆とは、8月13日から8月15日までの期間をいう。
- 4 この表に定める利用料金には、渋川市税条例の規定により課される入湯税は含まない。

3 休憩料金（消費税含む。）

区分	料金	食事料
大人（中学生以上）	460円	実費
小学校児童	300円	実費
幼児（3歳以上）	無料	実費

（備考） この表に定める休憩料金には、渋川市税条例の規定により課される入湯税は含まない。

4 研修室利用料金（消費税含む。）

利用の単位	金額
1日	11,000円

（備考）

- 1 半日利用又は半室利用の場合は、利用料金を2分の1の額とする。
- 2 宿泊を伴う利用の場合は、1泊につき宿泊当日又はその翌日のいずれか1日分の研修室利用料金は無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の渋川市交流促進センター条例第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日から施行日にかけての宿泊に係る利用料金については、なお従前の例による。

理 由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市交流促進センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案					現 行				
別表（第9条関係） 1 宿泊利用料金（消費税含む。）					別表（第9条関係） <u>SUNおのがみ利用料金</u> 1 宿泊利用料金（消費税含む。）				
利用者区分	宿泊__（1泊2食付）			素泊り	利用者区分	宿泊料（1泊2食付）			素泊り
	Aコース	Bコース	Cコース			Aコース	Bコース	Cコース	
大人（中学生以上）	<u>7,700</u> 円	<u>8,800</u> 円	<u>9,900</u> 円	<u>5,500</u> 円	大人（中学生以上）	<u>7,560</u> 円	<u>8,640</u> 円	<u>9,720</u> 円	<u>5,400</u> 円
小学校児童	<u>5,500</u> 円	<u>6,050</u> 円	<u>6,600</u> 円	<u>4,400</u> 円	小学校児童	<u>5,400</u> 円	<u>5,940</u> 円	<u>6,480</u> 円	<u>4,320</u> 円
幼児（3歳以上）	<u>4,400</u> 円	<u>4,950</u> 円	<u>5,500</u> 円	<u>3,300</u> 円	幼児（3歳以上）	<u>4,320</u> 円	<u>4,860</u> 円	<u>5,400</u> 円	<u>3,240</u> 円
(備考) 1 3歳未満の幼児であっても、食事付きの場合は、幼児（3歳以上）の利用料金とする。 2 <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む休日の前日の利用は、一律1,100円を加算する。</u> 3 この表に定める利用料金には、渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の規定により課される入湯税は含まない。 4 日帰り夕食付きは、宿泊利用料金の80%の額とする。 2 特別料金（消費税含む。）					(備考) 1 3歳未満の幼児であっても、食事付きの場合は、幼児（3歳以上）の利用料金とする。 2 祝祭日 <u>を含む休日の前日の利用は、一律1,080円を加算する。</u> 3 この表に定める利用料金には、渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の規定により課される入湯税は含まない。 4 日帰り夕食付きは、宿泊利用料金の80%とする。 2 特別料金（消費税含む。）				
区分	年末年始	ゴールデンウィーク及び盆			区分	年末年始	ゴールデンウィーク及び盆		
大人（中学生以上）	<u>13,200</u> 円	<u>12,100</u> 円			大人（中学生以上）	<u>12,960</u> 円	<u>11,880</u> 円		

小学校児童	9, 9 0 0円	8, 8 0 0円
幼児（3歳以上）	8, 8 0 0円	7, 7 0 0円

(備考)

- 1 年末年始とは、12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。
 - 2 ゴールデンウィークとは、5月3日から5月5日までの期間をいう。
 - 3 盆とは、8月13日から8月15日までの期間をいう。
 - 4 この表に定める利用料金には、渋川市税条例の規定により課される入湯税は含まない。
- 3 休憩料金（消費税含む。）

区分	料金	食事料
大人（中学生以上）	4 6 0円	実費
小学校児童	3 0 0円	実費
幼児（3歳以上）	無料	実費

(備考) この表に定める休憩料金には、渋川市税条例の規定により課される入湯税は含まない。

4 研修室利用料金（消費税含む。）

利用の単位	金額
1日	1 1, 0 0 0円

(備考)

- 1 半日利用又は半室利用の場合は、利用料金を2分の1の額とする。
- 2 宿泊を伴う利用の場合は、1泊につき宿泊当日又はその翌日のいずれか1日分の研修室利用料金は無料とする。

小学校児童	9, 7 2 0円	8, 6 4 0円
幼児（3歳以上）	8, 6 4 0円	7, 5 6 0円

(備考)

- 1 年末年始とは、12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。
 - 2 ゴールデンウィークとは、5月3日から5月5日までの期間をいう。
 - 3 盆とは、8月13日から8月15日までの期間をいう。
 - 4 この表に定める利用料金には、渋川市税条例の規定により課される入湯税は含まない。
- 3 休憩料金（消費税含む。）

区分	料金	食事料
大人（中学生以上）	4 6 0円	実費
小学校児童	3 0 0円	実費
幼児（3歳以上）	無料	実費

(備考) この表に定める休憩料金には、渋川市税条例の規定により課される入湯税は含まない。

4 研修室利用料金（消費税含む。）

利用の単位	金額
1日	1 0, 8 0 0円

(備考)

- 1 半日利用又は半室利用の場合は、利用料金を2分の1とする。
- 2 宿泊を伴う利用の場合は、1泊につき宿泊当日又はその翌日のいずれか1日分は無料とする。